

# 企業、金融機関、行政機関の マイナンバー情報保護措置（4）

外部委託の取扱い、特定個人情報保護委員会、罰則

金融調査部  
制度調査担当部長 吉井 一洋

マイナンバーに対する国民への懸念に対応するため、各種の保護措置が講じられています。今回は、マイナンバーに関連する事務の外部委託の取扱い、特定個人情報保護委員会の役割と権限、不正利用の罰則について解説します。

## 8. 外部（第三者）への委託

下記の説明は、番号法その他の関係法令や特定個人情報保護委員会が策定・公表した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」、「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」や関連するQ&Aに基づいています。

### (1) 委託先の監督

企業・金融機関・行政機関等が、マイナンバーを取り扱う事務の全部又は一部をアウトソーシングすることは、事務の効率化の観点からありうることであり、番号法でも禁止はされていません。ただし、このように外部に委託する場合、番号法に基づき自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が、委託先においても講じられるよう、以下の①から③を含む必要かつ適切な管理を行わなければなりません。

- ① **委託先の適切な選定**：委託先を選定するにあたっては、委託する企業・金融機関・行政機関等が自ら果たすべき安全管理措置が、委託先においても講じられるか否かを確認しなければなりません。確認事項としては、設備、技術水準、従業員等の監督・教育状況、経営環境などが挙げられます。
- ② **委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結**：契約内容としては、秘密保持義務、マイナンバー付の個人情報（特定個人情報）の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託の条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了

後の特定個人情報の返却・廃棄、従業員等の監督・教育、契約遵守状況の報告を求める規定等を盛り込まなければなりません。さらに、特定個人情報を取り扱う従業員等の明確化、委託先への実地調査を行える規定等を盛り込むことが望ましいとされています（これらは、行政機関や地方公共団体の場合は必須）。

### ③ 委託先での特定個人情報の取扱状況の把握

#### (2) 再委託

企業・金融機関・行政機関等から、マイナンバーを取り扱う事務の全部又は一部の委託を受けた委託先の業者等は、委託を受けた事務の全部又は一部を再委託することがあります。このような再委託は、委託元である企業・金融機関・行政機関等の許諾を得る必要があります。再委託先がさらに再委託をする場合も、当初の委託元である企業・金融機関・行政機関等の許諾を得る必要があります。委託元をA、委託先をB、再委託先をC、再々委託先をDとすると、当初の委託元である企業・金融機関・行政機関等Aは、Bに対してのみならず、BがC、Dへの必要かつ適切な監督を行っているかどうかを監督する必要があります。即ち、Bに対する監督義務だけでなく、C、Dに対する間接的な監督義務も負うことになります。

## 9. 特定個人情報保護委員会と特定個人情報保護評価

### (1) 特定個人情報保護委員会

マイナンバーやマイナンバー付の個人情報（特定個人情報）が番号法や個人情報保護法制に従って適正に取り扱われているかを監視・監督する機関として、「特定個人情報保護委員会」が設けられました。委員会の主要な役割や権限は下記のとおりです。

- ◇特定個人情報の取扱いに問題があった場合の指導・助言、勧告・命令、報告徴収・立入検査
- ◇特定個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられた場合のあっせん
- ◇特定個人情報を適正に取り扱うための企業（金融機関を含む）、行政機関等や地方公共団体向けのガイドラインの作成・公表
- ◇特定個人情報保護評価の指針の作成・公表と評価書の承認
- ◇総務大臣等に対して、情報提供ネットワークシステムに関して必要な措置を要求
- ◇内閣総理大臣に対して特定個人情報保護施策の改善について意見を述べる

その他、特定個人情報の保護についての広報・啓発や、これらの事務のために必要となる調査・研究及び国際協力等を行います。

委員会は、公正取引委員会などと同様に独立性の高いいわゆる三条委員会として設置され、委員長1名と2015年中は委員4名（2016年からの改組後は8名）の計5名（同9名）で構成されています。委員長及び委員の人事は国会の同意を得て内閣総理大臣が任命します。任期は5年です。委員長及び委員には、個人情報保護、情報処理技術、社会保障制度・税制の学識経験者、民間企業出身者、地方自治体の代表を含まなければなりません。現在の委員長は個人情報保護・プライバシー保護分野の第一人者である堀部政男一橋大学名誉教授が務めておられます。事務処理のため委員会に事務局が設置されています。

委員会の会議は委員長が招集し、委員長と2015年中は2名（2016年からの改組後は4名）の出席がなければ開催できません。議事は出席者の過半数（賛否同数の場合は委員長の決裁）で決議します。なお、2015年9月に公布された改正番号法により、2016年1月からマイナンバー付の個人情報のみならず、個人情報全体の適正な取扱いを監視・監督する「個人情報保護委員会」に改組されます（新委員会）。

## (2) 特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価とは、マイナンバーを含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）の取扱いが開始する前に、個人のプライバシーなどに与える影響を予測した上で、マイナンバー付の個人情報の漏えいなどの事態が発生するリスクを分析し、そのようなリスクを軽減する措置をあらかじめ講じるために実施することを宣言するというものです。行政機関や地方公共団体など、番号法で定める行政手続きのためにマイナンバーを直接利用する機関、即ち、個人番号利用事務実施者に対して義務付けられています。特定個人情報保護評価は、特定個人情報保護委員会の定める規則に従い、各行政機関のマイナンバーを利用する事務ごとに実施します。行政機関等は、特定個人情報保護評価の結果を公示し、国民の意見を求め、それを反映した最終報告書を作成し、特定個人情報保護委員会の承認を受ける必要があります。承認を受けた報告書は公表されます。<sup>1</sup>

行政機関等は少なくとも年1回は特定個人情報保護評価の見直しを行うように努め、5年に1回は、評価の再実施を行うように努めることとされています。

民間の企業（金融機関を含みます）は、行政機関等が行う個人番号利用事務に必要な書類に従業員や顧客のマイナンバーを記入し、行政機関等に提出するにすぎず、自らの事業目的でマイナンバーを利用することはないため、特定個人情報保護評価は義務付けられていません。ただし、将来、情報提供ネットワークシステムを企業が利用できるようになった場合には、特定個人情報保護評価の必要があります。

---

<sup>1</sup> 日本年金機構に関連する厚生労働省による特定個人情報保護評価書が2015年2月13日に公表されていますが、その後発生した不正アクセスによる情報流出問題を受けて、再発防止策を踏まえた評価書が、同機構によるマイナンバー取扱い開始までに公表される予定です。ちなみに、2015年9月の番号法改正により、日本年金機構は2017年5月31日までの政令で定める日まではマイナンバーを利用できず、2017年11月30日までの政令で定める日までは、情報提供ネットワークシステム等も利用できないこととされています。

企業の健康保険組合は、個人番号利用事務実施者であり、情報提供ネットワークシステムの利用も可能であることから、特定個人情報保護評価を受ける必要があります。ただし、対象者が1,000人未満である場合や、一つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合の場合などは、特定個人情報保護評価を免除されます。

## 10. 罰則の強化

番号法は、個人情報保護法の特別法という位置づけです。個人情報保護法では、違反者に直接罰則を適用するのではなく、担当の大臣の命令に違反したり、虚偽の報告を行った場合に罰則を適用することとしています。これに対して、番号法では、マイナンバーに関連する不正行為に厳しく対応するため、違反行為に対して直接罰則を適用することに加え、その内容も強化されています。懲役刑で執行猶予がつくのは、3年以下の懲役の場合ですが、「懲役4年」という、執行猶予がつかない懲役刑が定められていることをみても、重たい刑罰と言えます。

図表3 マイナンバーに関する罰則

対象者	対象となる行為	番号法	個人情報保護法		住民基本台帳法
			一般向け	行政機関向け	
マイナンバーの取扱者	正当な理由なく、マイナンバー付の個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 or 200万円以下の罰金 併科あり	-	2年以下の懲役 or 100万円以下の罰金	-
	マイナンバーを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金 併科あり	- (改正法施行後は1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金)	1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金	2年以下の懲役 or 100万円以下の罰金
特定の公務員	情報提供ネットワークシステムの事務従事者が秘密を漏えい・盗用	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金 併科あり	-	-	2年以下の懲役 or 100万円以下の罰金
	特定個人情報保護委員会の委員長・委員・事務局職員が秘密を漏えい・盗用	2年以下の懲役 or 100万円以下の罰金	- (2016.1.1以後は2年以下の懲役 or 100万円以下の罰金)	-	1年以下の懲役 or 30万円以下の罰金
	国・地方公共団体・地方公共団体情報システム機構などの役職員が、職権濫用でマイナンバー付個人情報を収集	2年以下の懲役 or 100万円以下の罰金	-	1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金	-
誰でも対象	人を欺き・暴行・脅迫・財物の摂取・施設への侵入・不正アクセス等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金	-	-	-
	委員会の命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役 or 50万円以下の罰金	6月以下の懲役 or 30万円以下の罰金	-	1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金
	委員会による検査等に際し、虚偽の報告・資料提出	1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金	30万円以下の罰金	-	30万円以下の罰金
	偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードを取得	6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金	-	-	30万円以下の罰金

(注) 個人情報保護法、住民基本台帳法は、マイナンバーではなく類似の制度に関する規定です。

(出所) 内閣官房の解説資料等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

行政機関向けの個人情報保護法や住民基本台帳法には、違反行為に対して直接罰則を適用していますが、番号法は、これらの法律よりも罰則が適用される違反行為の範囲が広く、かつ、その内容も強化されています。(図表3参照)

もっとも、番号法に関するすべての違反行為に罰則が適用されるわけではなく、意図的で悪質な行為が罰則の適用対象になっており、不注意でマイナンバーを漏えいした場合は、罰則の適用対象になっていません。ただし、その場合でも民事上の損害賠償責任は、生じうるものと思われま

す。また、マイナンバーを利用する事務等と関係のない者が、身分証明書として提示された個人番号カードを提示した際に、裏面を見てマイナンバーを記録し、それを第三者に売却することなども考えられますが、このような行為は番号法上の罰則の適用対象になっていません。個人番号カードを、マイナンバーの告知・提示が必要な局面以外で身分証明書として用いる場合は、マイナンバーの記載箇所にシールを貼って隠しておくなどの工夫が必要かもしれません。

(次回予告：行政機関等の情報連携の仕組み 情報提供ネットワークシステム)

以上